

Suifeel販売規約

売主 フォトン株式会社（以下「甲」という）と、買主 （以下「乙」という）は、ご契約者（以下「申込書」という）に意思表示なされた製品（以下「本製品」という）の売買に関し、次の通り合意する。

第1条 支払方法について

本製品の売買代金について、乙は次の方法にて決済を行うものとする。

第2条 納品

甲は第1条による売買代金全額の支払完了後、本製品の稼働テストを行った後、出荷準備が整い次第乙が指定する納品場所に納品する。なお、機器配送設置料（操作説明書含む）は、16,500円（税込）～とし、乙が負担するものとする。

第3条 返品及びクーリング・オフ

納品後8日間であれば、乙は返品及びクーリング・オフすることができるものとする。ただし、次の場合は返品及びクーリング・オフの対象外とする。

- ①納品日より8日間が経過した場合
- ②本製品の開梱及び使用、また、それに伴う汚損が生じた場合

第4条 使用上の注意事項

乙は、本製品を使用するにあたり、次の事項を遵守するものとする。

- ①取扱説明書の用法に従って使用すること。
- ②本製品を使用するにあたり、甲が指定する精製水・純水及び付属品を使用し、その他の品物を使用しない。
- ③本製品の分解、改造その他本製品に変更を加えてはならない。
- ④自らまたは甲以外の第三者により、本製品の補修等を行わない。

第5条 保証

本製品の保証期間は、原則として納品日より2年間（または2,500時間の使用）とする。保障期間内に故障または不具合が生じた時、乙はただちに甲に報告し、甲は無償にて故障部分の修理を行う、または代替品との交換を行う。ただし、保証期間内であっても、次の場合は有償修理（保証対象外）とする。

- ①乙が第4条各号に違反した場合
- ②故障が乙の故意または過失による場合
- ③1日の平均使用時間3.5時間を上回る過度な連日の使用により、早期にメンテナンスを必要とした場合
- ④保証書の紛失や提示がなかった場合
- ⑤火災、地震、落雷、風水害等の天変地異その他不可抗力による故障

第6条 定期メンテナンス

本製品は納品時から2年を経過（または2,500時間を使用）した場合、次のメンテナンスを推奨します。

- ①電解槽の清掃（電解槽の清掃のみ）：55,000円(税込) + 送料
- ②オーバーホール(電解槽の清掃及び消耗品（水素水カップ・カートリッジ・ミストカップセット）の交換含む）：88,000円(税込) + 送料

第7条 所有権

本製品の所有権は、売買代金金額の支払い完了と同時に、甲から乙に移転する。

第8条 規定外条項

本契約に定めなき事項、または、本契約の解釈につき疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。